

【市役所建替え】市役所・建築職員の内部通報問題で、市長・議長に申し入れ 公益通報保護法に基づき、「不利益にならない取扱い」と「通報内容の調査」を



6月24日の庁舎特別委員会で大西市長は、市建築職員の内部通報に関し「公益通報の可能性があり、弁護士等と協議する」と答弁。これを受け、7月5日市長と議長に「市庁舎建替えに関する市職員の内部通報文書への具体的対応を求める申し入れ」を行いました。それぞれ、深水副市長と議長が対応しました。

市役所・建築職員の内部通報文書について、 市長は、文書の存在と内容を「承知している」と答弁

6月24日の庁舎特別委員会で市長は、市役所建築職員からの内部通報文書に関し、「公益通報に該当する可能性がある

と相談し、確認をする」と答弁しました。文書の存在についても、「そういう文書があること、内容については承知している」と述べました。

「存在する文書」としての適切な対応が必要

「公益通報者保護法」は、対象事実について権限を有する行政機関が、必要な調査と、法令に基づく措置等を義務として規定しています。

今回の場合は熊本市が、通報者が不利益な扱いを受けないことと、市として速やかに調査を行うこと、この2点を市長ならびに議長へ申し入れました。

有識者会議は、日弁連指針にてらして

第3者委員会としての公正・公平さに大きな問題がある

日弁連の「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」は、適法かつ適正な調査が行われるために、「事務局が報告書の内容に関与してはならない」、「第三者調査委員会と設置者との間で報告書の内容で協議してはならない」、「事務局は、調査対象に利害関係のない部署の職員をあてることが

望ましい」と規定しています。

内部通報は、「報告書作成に建築職員がかかわった」「建替えに不都合なことは議論の要因に加えられていない」「有識者会議答申案も職員が作成し、関係部局に意見照会メールが送られた」など、有識者会議・耐震分科会が日弁連「指針」に反する点を指摘しています。

弁護士による「無料法律相談」のご案内

日本共産党が毎月定例で行っている無料の法律相談です。どなたでもご利用できます。また、生活相談も合わせて行っています。

「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 7月17日（水） 午後2時～4時
中央区・たんぽぽ法律事務所（大江5-16-1-1F） ☎328-2656
- 7月29日（月） 午後3時～5時
東区生活相談所（新生2-5-18ハイツふかだ1F） ☎328-2656
- 8月6日（火） 午前10時～午後4時
西区・さくら法律事務所（京町本町1-22） ☎090-8667-3148
- 8月8日（木） 午後1時～4時
南区・菜の花法律事務所（南区江越1-17-12） ☎322-7731
- 8月20日（火） 午後6時～8時
北区生活相談所（武蔵ヶ丘1-10-1） ☎338-2001

日本共産党
熊本市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1
発行：日本共産党熊本市議

NO. 1375
2024年7月14日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：共産党 熊本市議団



検索



上野みよこ
（中央区）



いせり栄次
（東区）

熊本地震に『無被害』の本庁舎は活用すべき

日本共産党熊本市議会だより 2024 年 7 月 14 日号 (No.1375)

耐震性ある本庁舎の地中連続壁は、地震に対する「備え」となっている

・・・ 三井宜之熊本大学名誉教授が「本庁舎の地中連続壁」の耐震性能について明言 ・・・

7月6日、熊本市内で市民主催による「市庁舎建替え」問題での講演会が開かれました。三井宜之熊本大学名誉教授（元熊本建築センター理事長）が現庁舎の耐震性能にかかわって、「地中連続壁の効果」について講演されました。



現状建物の耐震性能評価は、「竣工図等の使用」が常識

熊本市は、2015 年度「本庁舎整備計画作成業務委託報告書」（安井設計・委託）を作成、2020 年度「本庁舎の基礎杭及び地下連続壁効果等の耐震性能検証業務委託報告書」（山下設計・委託）をまとめました。

現状建物の耐震性能を明ら

かにする目的の場合、「竣工図及び関連資料」の使用が常識で、熊本県下の既存建物はすべてこの常識に基づき行われています。ところが、熊本市役所・現庁舎は設計時の図面・関係資料で行っており、「竣工図」で調査をやり直すべきものです。

「地中連続壁」の耐震性を取り上げていない 「耐震分科会」はまちがっている

現庁舎の地下連続壁は、竣工図・設計図に、注意事項で「建設大臣認定工法による地下連続壁使用」が明記されており、調査対象に加えるべきでした。しかし、2015 年度調査と 2020

年調査を検証した有識者会議・耐震性能分科会は、設計図・竣工図に明記された地下連続壁の注意事項「耐震壁として利用できる」を全く取り上げず、まちがった検証をしています。

「日本建築センター」認定の大林組・耐震性「地中連続壁」

現在の熊本市庁舎の地中連続壁は大林組が施工しました。

大林組は、1960 年に耐震性のある地中連続壁工法「OWS-SOLETANCHE 工法」を開発し、1973 年までに約 200 件・延べ 60 万㎡の実績を持ち、日本建築センターの評定を得て

いました。さらに 1976 年には、日本建築センターは「OWS-SOLETANCHE 工法」による地中連続壁は、審査の要らない一般認定の工法となりました。

1979 年に構造計算が行われた本庁舎の地中連続壁は、一般認定としての耐震壁でした。

現庁舎・地中連続壁の耐震性能は「評価に加えるべき」

現庁舎の地中連続壁は、46 枚のパネルで構成されています。三井名誉教授は、評定書に基づき計算すると「1 枚のパネルで地震時の水平力を 136.5 トン負担できる。地中連続壁体

は 46 枚のパネルで構成されていることを考慮すると本体建物基礎の補強要素として看過すべきでないことは明らか。本体耐震性能の評価に取り入れるべき」と述べられました。

本庁舎・地中連続壁は、「先人が残した賜物、活用すべき」

三井名誉教授はまとめで、「本庁舎地下階の外周基礎梁の全周を、耐震壁としての構造体が配置され、地震への『備え』となっている。熊本地震で『無被害』の結果の要因と言っても過言でない。先人が残された賜物であり、活用すべきである」と締めくくられました。